



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

相続が発生した場合の手続き

1. 相続とは？

(1) 相続とは何か？

相続とは、人が死亡した場合に、その者と一定の親族関係にある者(配偶者や子など)が財産上の権利・義務を承継することをいいます。死亡した人を被相続人、承継した人を相続人といいますが、被相続人が営んでいた酪農などの事業について、相続によって経営継承される場合、被相続人の権利や義務を相続人が包括的に継承します。

(2) どのような届け出が必要か？

被相続人及び相続人の双方について、「個人事業の開廃業等届出書」を提出します。また、相続人が青色申告をするには「所得税の青色申告承認申請書」に加えて、専従者がいる場合には「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出することになります。

相続人が青色申告をする場合の青色申告承認申請書の提出期限は、①相続がその年の8月31日以前るときは相続の日から4ヶ月以内、②相続がその年の9月1日から10月31日の間であるときはその年の12月31日、③相続がその年の11月1日以後であるときは翌年2月15日——です。

また、「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出期限はその年の3月15日ですが、その年の1月16日以後開業した場合は2か月以内となります。

2. どのように決算すればよいのか？

(1) 被相続人及び相続人の決算

死亡した者の死亡する日までの期間における事業等に関する所得税の申告をしなければなりません。この所得税の申告を準確定申告といいますが、相続のあったことを知った日の翌日から起算をして、4ヶ月を経過した日の前日までに、相続人が共同で申告をすることになります。これは、確定申告書に準確定申告と記載し、付表を添えて申告手続きをすることになります。

被相続人の決算は死亡の日までの期間を対象として行います。この場合、年初から死亡の日までの収入金額や必要経費は被相続人、死亡の翌日から年末までの分を相続人のものとして計上するのが原則です。しかしながら、酪農経営では1月単位で乳代精算が行われるため、収入金額や必要経費について日割り計算を行わず月単位で被相続人と相続人に割り振ることもやむを得ないと考えます。

DMSの基盤となっている酪農専門の会計ソフト「e酪農経営」は、準確定申告にも対応しています。事業主の死亡日を登録すると、青色申告決算書の減価償却費の計算をその年1月1日からその死亡の日までの期間(1月未満切上げ)の月数を乗じて計算します。また、損益計算書や貸借対照表の期間や期日について終期の表示を死亡の日として表示

するほか、「準確定」と記載した確定申告書が氏名の前に「被相続人」を付けて印刷されます。

(2) 減価償却費の計算

被相続人の決算において、減価償却費の計算は、死亡した日までの月割計算となります。この場合、1月未満は1月となります。一方、相続人の減価償却費の計算についても、相続によって開業した日からの月割計算となります。この場合も1月未満は1月として計算します。月の途中で被相続人が死亡した場合、たとえば、11月1日に死亡した場合、被相続人において11か月分、相続人において2か月分の減価償却費を計算します。このため、結果的には相続人と被相続人とを合わせて13か月分が計上されることとなります。

相続の場合、減価償却資産の取得価額及び未償却残額は、相続により取得した者が引き続き所有していたものとみなされます。このため、相続により取得した資産の減価償却費は、被相続人の取得価額及び耐用年数、未償却残高を引き継いで計算します。ただし、相続日が取得日となりますので、被相続人が平成19年3月31日以前に取得して「旧定額法」が適用されていた資産についても、今後発生する相続では、相続人において一律に「定額法」が適用されることとなります。また、償却方法は引き継ぎませんので、被相続人が定率法(旧定率法)を選択している、相続人においても引き続き定率法による場合には、改めて届出書を提出する必要があります。

(3) 青色申告特別控除、各種所得控除

被相続人が青色申告をしていた場合、準確定申告においても青色申告特別控除が適用されます。複式簿記で記帳のうえ貸借対照表を添付して期限までに申告するなどの要件を満たせば青色申告特別控除額は65万円となります。一方、相続人においても、前述した提出期限までに青色申告承認申請書を提出すれば青色申告特別控除が適用され、要件を満たせば65万円を控除できます。この場合、同じ年分の所得税について相続人と被相続人の両方で65万円を控除することもできます。

控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況によって判定しますが、被相続人が死亡した場合には死亡の日の現況によって判定することになります。したがって、相続のあった年においては、同じ被扶養者を被相続人と相続人の両方の配偶者控除や扶養控除の対象とすることも可能です。

医療費控除や社会保険料、生命保険料、地震保険料控除等の対象となるのは、死亡の日までに被相続人が支払った医療費や保険料等の額です。このため、死亡後に相続人が支払った医療費などを被相続人の準確定申告において医療費控除等の対象に含めることはできません。

来月は相続に関する税務について触れます。